

住宅性能表示制度の改正情報

② 「劣化対策等級」におけるCLTパネル工法の木造住宅の評価に係る規定の整備

■評価方法基準（抜粋）

3 - 1 劣化対策等級（構造躯体等）

(3) 評価方法基準（新築住宅）

（略）

イ 木造

① 等級3

次に掲げる基準に適合していること。

a 外壁の軸組等

（略）

(iii) 直交集成板を用いる場合であって、基礎と接する直交集成板が、
 (i)又は(ii)及びbの(i)又は(ii)に掲げるものと同等の劣化の軽減
 に有効な措置が講じられていることが確かめられたものであり、かつ、
 基礎と接する直交集成板の外壁側面下端に水切りが設けられて
 いること、当該直交集成板と基礎との間に防水上有効な措置がとら
 れていること及び室内から床下への漏気による水蒸気の供給を遮断
 するための措置が講じられていること。

（略）

b 土台

土台が次の(i)から(iii)までのいずれかに適合し、かつ、土台に接
 する外壁の下端に水切りが設けられていること。ただし、aの(iii)に掲
 げる基準に適合している場合にあっては、bに掲げる基準に適合して
 いることを要しない。

基礎と接するCLT パネルが、

外壁の軸組等(a)の基準及び土台(b)の基準と
 同等以上の性能を有している場合であって、

次に掲げる基準を満たす場合には、
 土台の基準は適用せずに、劣化対策等級の評価
 を行うことを可能とする。

- ・ 当該CLT パネルのうち、基礎と接する部分
 に水切りが設けられていること。
- ・ 当該CLT パネルと基礎との間に防水上有効
 な措置が施されていること。
- ・ 室内から床下への漏気による水蒸気の供給の
 遮断が有効になされていること。



住宅性能表示制度の改正情報

② 「劣化対策等級」におけるCLTパネル工法の木造住宅の評価に係る規定の整備

評価方法基準の解説（基礎と接する直交集成版）

土台を設けずに外壁に直交集成板を用いる場合、基礎と直に接する直交集成板は土台と同様に劣化による被害を生じるおそれがあることから、土台と同等の防腐・防蟻の措置を求めるとしている。また、土台を設けないことから、基礎天端への水分滞留、床下への室内空気の漏気による基礎や金物の結露により、直交集成板の底部から水分が浸入するおそれがあるため、当該直交集成板と基礎との間に防水上有効な措置及び室内から床下への漏気による水蒸気の供給を遮断するための措置を取ることとしている。

基礎天端に事故的に滞留した水分の直交集成板への浸入を防止する措置として、基礎と直交集成板の間にねこ土台を設置して一定の隙間を設けるなど、直交集成板が基礎天端に滞留した水分に接しないための対策を施すことが考えられる。軸組構法では、基礎と土台の間に床下換気に有効な厚さ20mm程度のねこ土台を設けることが多く、20mm程度の厚さがあれば基礎天端に滞留する水分に直交集成板が接することのない隙間としても有効であると考えられる。なお、ねこ土台は建築物の重量や直交集成板に生じる応力等を考慮し、十分な強度を有するものを選定する必要がある。

基礎天端への水分の事故的滞留のほか、ねこ土台や直交集成板と基礎を緊結する金物に生じた結露により、直交集成板に水分が浸入するおそれがある。これらの結露による水分浸入を防止する措置として、直交集成板とねこ土台や金物との間に防水紙等を張ることが考えられる。その際、直交集成板と防水紙等の間に隙間が生じて水分が浸入しないよう防水紙等を直交集成板に密着させる必要がある。また、防水紙等の端部から結露水がまわり込んで浸入する可能性があることから、防水紙等は直交集成板底面から側面へ一定程度の余長を持って張りまわすことが望ましい。直交集成板とねこ土台や金物の間に設置した防水紙等は容易に交換することができないため、建築物の供用期間中は有効な効果が得られる材料で、かつ建築物の荷重を受けても水分が透過しないものを選定する必要がある。例えばJIS A 6013改質アスファルトルーフィングシート等が考えられる。

基礎コンクリートに接する部分はその表面温度が周囲の気温より低くなりやすく結露を生じやすい。冬型の結露では、外気は乾燥傾向にあり、床下のねこ土台や金物に結露を生じさせる原因となる水蒸気は室内から床下への漏気により供給されるため、防湿フィルム等を用いて室内から床下への漏気を有効に遮断する必要がある。防湿フィルム等はJIS A 6930（住宅用プラスチック系防湿フィルム）、若しくはJIS A 1702（包装用ポリエチレンフィルム）に適合するものまたは、これらと同等以上の防湿フィルム等で厚さ0,1mm以上のものを用いる。

土台を設けずに外壁に直交集成板を用いる場合における、ねこ土台、防水紙等及び床下への漏気防止の措置について、次頁の図に例示する。2

住宅性能表示制度の改正情報

② 「劣化対策等級」におけるCLTパネル工法の木造住宅の評価に係る規定の整備

図 直交集成板の基礎直置き仕様（例）

Xマーク（クロスマーク）表示金物の引張金物TB-150を使用する場合	Xマーク（クロスマーク）表示金物の張金物TB-DPを使用し金物が直交集成板の表面に露出しない場合 ※1	引きボルト+ねこ土台を使用する場合
Xマーク（クロスマーク）表示金物のせん断金物SB-150を使用する場合	Xマーク（クロスマーク）表示金物の引張金物TB-DPを使用し金物が直交集成板の表面に露出する場合 ※2	
		<p>※1 ドリフトピン呼び孔の床下側に残した木部はドリフトピンの結露を防止する効果がある。</p> <p>※2 ドリフトピンの頭が床下側に露出する場合、外気温と床下湿度によっては結露を生じる。外気温が-5°Cを下回る地域では結露リスクの検証と結露防止対策が推奨される。</p>